

非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、奈良県産材を使用した民間における非住宅建築物の木造化を推進し、林業・木材産業の奈良県産材の利用促進や需要の拡大を図るため、本要綱に掲げる要件を満たした非住宅建築物の新築、増築又は改築を行う建築物の所有者に対して、当該工事に係る奈良県産材の使用に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号以下「規則」）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 奈良県産材 奈良県産材証明制度（対象製品が県内の森林から産出された木材を製材加工したものであることを証明する制度）により産地証明された製品のうち、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア JAS材 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）に基づき制定された日本農林規格の構造用製材、枠組壁工法構造用製材、構造用集成材又は構造用合板として格付が行われた製品。
 - イ 奈良県地域認証材（以下「認証材」という。） 奈良県地域認証材制度により一定の品質基準を満たしたものであることを認証された製品。
- (2) 構造材 木造軸組工法（壁構造系、軸構造系）及び木造枠組壁工法の構造耐力上主要な部分に使用されるものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、民間における非住宅建築物の新築、増築又は改築を行う当該建築物の所有者とする。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物（以下「建築物」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 奈良県内に所在すること。
- (2) 延床面積が50㎡以上300㎡未満であること。（増築を行う場合は、増築部分の延床面積が50㎡以上300㎡未満であること。）
- (3) 用途が次のいずれかに該当すること。
 - ア 店舗
 - イ 事務所（専ら補助対象者及びその従業員が利用するものを除く。）

- ウ 宿泊施設（民泊（住宅の全部又は一部を活用した宿泊施設）を除く。）
- エ 福祉施設
- オ 医療施設
- カ その他不特定多数の者の利用が見込まれる施設

（補助対象工事）

第5条 補助の対象となる新築、増築又は改築（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に適合する建築物であること。
- (2) 構造材に奈良県産材を10 m³以上使用するものであること。
- (3) 補助対象者は建築物の構造又は外観、内部等の写真、奈良県産材の使用量並びに施工場所（市町村名）について、県のパンフレット、ホームページ等に掲載することに同意されたものであること。
- (4) 当該事業に係るアンケート調査への協力に同意されたものであること。
- (5) 補助対象者が自ら事業用とするための専有部分であること。
- (6) 工事請負契約書又は請書が交わされた上で、対象となる事業に係る工事を行うものであること。

（補助金額）

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

種類	構造材のうち奈良県産材の使用量	補助金額（円）
JAS材	10 m ³ 以上20 m ³ 未満	600,000
	20 m ³ 以上	1,200,000
認証材	10 m ³ 以上20 m ³ 未満	300,000
	20 m ³ 以上	600,000

（補助の適用）

第7条 補助金の交付は、同一年度において、第3条に規定する補助対象者及び第4条に規定する建築物がともに同一の場合、1回限りとする。

2 本補助金と同一の目的及び対象となる、他の補助金は併用できないものとする。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金交付申請書（以下「申請書」という。）（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、工事請負契約の締結まで

に、知事に提出しなければならない。

- (1) 構造材使用予定内訳書（第2号様式）
 - (2) 付近見取図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証の写し（建築確認申請を要しない建築物については、建築基準法第15条第1項の規定により届け出た建築工事届（ただし、行政機関が受理したことを確認できるもの）の写し）
 - (5) 奈良県税に滞納のない書類（納税証明書）（ただし、3箇月以内に発行されたものに限る）
 - (6) その他知事が必要と認めるもの
- 2 交付申請時に、前項第4号にかかる建築の確認又は届出が未済の場合にあっては、前項第4号の書類は実績報告時に提出するものとする。
- 3 知事は、第1項に規定する申請書については先着順に受け付けるものとし、受付をした申請書に係る補助金申請額の合計が予算の範囲を超えるときは受付を停止するものとする。

（補助金の交付決定等）

- 第9条 知事は、前条の規定による交付申請の内容が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に書面により通知するものとする。
- 2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

（現地確認）

- 第10条 知事は、申請書を受理した後において、原則、現地確認を行うものとし、申請者は、この現地確認に協力しなければならない。
- 2 現地確認は、上棟後、内装工事に着手する前（補助対象となる構造材が見える状態の時）に行うものとする。
- 3 知事は、現地確認を行う場合、事前にその旨を申請者に書面により通知するものとする。

（申請内容の変更）

- 第11条 申請者は、第8条の規定に基づき申請した内容に変更が生じた場合は、非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金変更交付申請書（以下「変更交付申請書」という。）（第3号様式）に、変更内容に応じた必要書類を添付し、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、交付申請額の増減、第6条に規定する種類の変更を伴わない軽微な変更についてはこの限りでない。
- 2 知事は、前項の変更交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の変更交付を決定し、当該申請者に書面により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 申請者は、工事完了後10日以内かつ補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月15日（ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日（以下「休日」という。）である場合はその日以後の直近の休日でない日とする。）までに、非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）（第4号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 構造材使用実績内訳書（第5号様式）
- (2) 各階平面図
- (3) 工事請負契約書又は請書の写し
- (4) 工事完了証明書（第6号様式）
- (5) 木材・木製品の合法性・持続可能性証明書及びJAS材証明書（第7号様式）又は奈良県地域認証材証明書（第8号様式）
- (6) 納品伝票の写し
- (7) 写真
 - ①工事着手前の写真
 - ②補助対象部位ごとの木材の使用状況等を確認することができる写真
（JAS材を使用する場合は表示されたJASマークを確認できる写真、認証材を使用する場合は認証材シールを確認できる写真とすること）
 - ③完成写真（外観全景及び内観）
- (8) その他知事が必要と認めるもの

(補助金額の確定通知)

第13条 知事は、前条の規定による実績報告の内容が適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、当該申請者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金交付請求書（以下「交付請求書」という。）（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 知事は、前条に規定する交付請求書の提出を受けたときは、補助金を交付する。

(補助金の利用辞退)

第16条 申請者は、次の各号いずれかに該当する場合は、速やかに非住宅建築物における奈良県産材を使用した木造化支援事業補助金利用辞退届（第10号様式）を知事に提出するものとする。

- (1) 第12条に規定する実績報告書が提出できないことが明らかとなった場合
- (2) 交付要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (3) その他の理由により、補助金の利用を辞退する場合

(交付決定の取消)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定を取り消すとともに、申請者に書面により通知するものとする。

- (1) 第12条に規定する実績報告書を提出できないことが明らかとなった場合
- (2) 交付要件を満たさないことが明らかとなった場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) その他当補助金交付要綱に定める規定に違反した場合

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消に係る部分に関し既に交付した補助金については返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第18条 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

(地位の承継)

第19条 第18条第1項に定める期間内において、補助金の交付を受けた者の地位は、合併、分割、譲渡その他の特別な理由がある場合に限り承継することができる。

2 前項の規定により、補助金の交付を受けた者の地位を承継しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

3 第1項の規定により、補助金の交付を受けた者の地位を承継する者は、規則及びこの要綱に係る一切の権利及び義務を引き継ぐものとする。

(帳簿等の保管)

第20条 補助金の交付を受けた者は、本事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、取得財産の処分制限期間中、当該財産の取得に利用した補助金の名称、取得に要した工事費、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならない。

(協力)

第21条 補助金の交付を受けた者は、県からの要請があった場合は、事例紹介等の奈良県産材の普及啓発活動に積極的に協力するものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6年 6月13日から施行する。